

面ニアレニ名及本所方面ニアレ一名ニ對シ夫々罷業參加ヲ  
通知スルト共ニ各支部ノ應援ヲ求ムヘク對策協議ヲ為セリ

(二) 八月十九日日本橋區茅場町地先島島川ニ警留中ノ井内吉五  
郎乘組船他四隻ヲ令區魚河岸カ跡地先日本橋川筋ニ警留シ  
二十七日跡船内ニ爭議團本部ヲ設置セリ

(三) 八月二十一日日本橋川筋ニ設置セル爭議團本部ヲ江ノ橋橋三  
丁目七番地先楓川筋又安橋際ニ移轉シ日本橋支部幹部ヲ手  
援ヲ得テ對策ヲ協議セリ

(四) 八月二十二日午前七時頃事業者平野、経営ニ係ルト各區各  
中初音町四丁目六九番地松本染工場内職工、出勤特別ヲ拒  
シ「松本染工場ノ勞働者ニ訴フ」云々ト詔テセルアリ  
數十枚ヲ投入進退セリ、高爭議團員ハ仕込金調達ニ奔走中  
ナルニ船火側ニ於テハ仕込金二十五日程度ニテ解決ノ意志  
ヲ有セリ

(五) 二十三日事業者ヨリ手交セラレタレ下妻徳太郎宛  
ノ解雇通知狀ニ関シ對策協議、結果解雇通知ヲ返  
戻スルコトニ決定二十五日下妻徳太郎ハ事業者定  
ヲ訪問シ店員莫部勝久ニ會見解雇通知ヲ反戻シ更  
ニ今日午後八時頃船火代表内岩五郎ハ事業者定  
ヲ訪問店員莫部勝久ニ會見訴訟口ノ要求書ヲ提出  
セリ

(六) 二十六日頃爭議團側ニ於テハ「平野屋田澤店ノ罷  
業發生ノ真相ヲ原因ハ」云々ト願言セル聲明書ヲ發  
表シ持入戦ニヨリ事業者、態度軟化シタル概ヲ見  
テ會見ニ有利ニ解決セシムヘク對策中

## 二 事業者側